

## 第1 審議会の結論

- 1 富山県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった保有個人情報の部分開示決定（平成26年9月9日付け教第80195号）において非開示とされた別記1の「非開示箇所及び審議会が開示すべきとした部分一覧」の表の左欄に記載のもののうち、同表の右欄に掲げる「左のうち審議会が開示すべきとした部分」について、開示すべきである。
- 2 実施機関が保有個人情報の不存在を理由に行った、保有個人情報非開示決定（平成26年9月9日付け教第80196号）は妥当である。

## 第2 本件処分の経過

### 1 開示請求

異議申立人は、平成26年8月26日付けで、富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対して、次の（1）及び（2）を内容とする保有個人情報について開示請求を行った。

- （1）「平成13年3月26日頃に●●高校校長●●●●●氏が副校長●●●●●氏に作成させた、私に関する観察記録を「申言書」として、県教委教職員課●●●●●氏に手渡したと推測される文書（以下「申言書」という。）。」
- （2）「同上の文書「申言書」が、県教委においてどのように受け付けされ、処理されたか、その経過がわかる（一連の）文書。」

### 2 処分及び異議申立て

#### （1）開示決定

実施機関は、平成26年9月9日付けで、上記1（1）の開示請求については保有個人情報の部分開示決定（教第80195号。以下「本件処分-I」という。）、上記1（2）の開示請求については非開示決定の処分（教第80196号。以下「本件処分-II」という。）を行い、それぞれ異議申立人に通知した。

#### （2）本件処分及び本件異議申立て

異議申立人は、平成26年10月9日付けで本件処分-Iを不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て-I」という。）を行った。

また、異議申立人は、これに先立って平成26年9月30日付けで本件処分-IIを不服として、行政不服審査法第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て-II」という。）を行った。

#### （3）審議会への諮問

実施機関は、条例第41条の規定により、平成27年1月7日付けで本件異議申立て-I及び本件異議申立て-IIについて審議会に諮問を行った。

### 第3 異議申立ての内容

#### 1 異議申立ての趣旨

- (1) 本件異議申立てⅠの趣旨は、本件処分Ⅰを取り消し、異議申立人に係る保有個人情報の全部開示を求めるものである。
- (2) 本件異議申立てⅡの趣旨は、本件処分Ⅱについて、非開示理由が「不存在のため」というのは納得できない。開示を求めている公文書は存在するはずであり、その開示を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

##### (1) 本件異議申立てⅠの理由

異議申立人が異議申立書及び審議会での意見陳述において主張する本件異議申立てⅠの理由は、申言書の重大性に鑑み、非開示部分を明らかにし、この文書全体の記載内容の事実確認とこの文書の存在意義・目的を明確にする必要があるというものであり、その論旨は概ね次のとおりである。

ア 申言書の開示部分においてさえ、虚偽記載が多々見られ、公正な事実確認に基づいて作成された文書とは到底思われぬ。非開示部分の記載内容についても明らかにし、公正な事実確認に基づき作成された文書かどうか確認したい。

イ 実施機関は、申言書が作成者、提出者、提出の目的の記載等も一切付いていない単体の公文書であると主張しているが、実施機関に提出された後14年以上経過した現在もなお実施機関に保管されている公文書であるから、その重大性を鑑みても、非開示部分を明らかにし、この公文書の存在意義・目的を明確にする必要がある。

##### (2) 本件異議申立てⅡの理由

異議申立人が異議申立書及び審議会での意見陳述において主張する本件異議申立てⅡの理由は、申言書が公文書である以上、開示を求めている公文書は存在するはずというものであり、その論旨は概ね次のとおりである。

- ・ 申言書は重大な文書であり、通常の公文書の体をなしていないはずが無い。作成者、提出者、誰が、誰に宛てた文書なのか、何の目的で作成され、提出されたものなのか、明らかにできる文書が存在するはずである。

### 第4 実施機関の説明

#### (1) 本件処分Ⅰについて

実施機関が非開示理由説明書及び審議会での意見聴取において説明する本件処分Ⅰに係る非開示箇所は、別記1の「非開示箇所及び審議会が開示すべきとした部分一覧」の表の左欄に記載のとおりであり、その非開示理由の要旨は、次のア及びイのとおりである。

##### ア 条例第15条第3号に該当

当該文書には、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれており、当該情報に含まれる記述により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者

以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある。

#### イ 条例第 15 条第 7 号に該当

当該文書は、県立学校長が問題があると思われる所属教員の勤務状況等について、管理職に命じて記録させ、それを報告のための資料として県教育委員会教職員課（以下「教職員課」という。）に提出したものであり、本人に開示されることを前提として作成されたものではない。この文書には、所属教員に対する評価に関する情報が含まれている。人事上の評価に関する情報が開示されることとなれば、評価内容がそのままに被評価者に伝わることに對する配慮や、被評価者との関係を悪化させることを嫌うあまり、当該文書に否定的な評価についてありのままに記載することを差し控える事態が予測される。そのことによって、問題を有する教員への評価は形骸化し、問題を解決できないまま人事管理が行われるおそれがあるとともに、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

#### (2) 本件処分Ⅱについて

実施機関が非開示理由説明書及び審議会での意見聴取において説明する本件処分Ⅱに係る理由の要旨は、次のとおりである。

- ・ 申言書については、平成 12 年度における異議申立人の勤務状況等に問題があると考えた、当時の●●高校長の指示により、同校の管理職が作成し、同校校長が教職員課に提出したものである。当該文書は、校長が、教職員課職員に直接手渡し、説明・報告するための資料として用いたものであり、「富山県教育委員会文書管理規程（昭和 62 年富山県教育委員会訓令第 1 号。以下「文書管理規程」という。）」でいう許可、認可等の処分に係る文書その他の重要な文書、許可、認可に準ずるようなその後の処分につながる文書ではないため、県教育委員会で収受印の押印等を省略したものである。
- ・ なお、所属教員の勤務に関する教職員課への報告文については、あくまでも校長の責任において作成され、直接、教職員課の人事担当の主幹へ手渡しで提出されるのが通例となっており、そうした職員の責任の下に受け取られた文書については、そうした職員の下で保管され、必要であれば他の職員に情報提供するという手段もとられている。
- ・ 申言書については、人事記録などに包含されることになり、当該教員の実態把握、あるいは校長が当該職員の改善指導を行うための資料として取り扱っているものであり、直ちに何らかの処分につながるという文書ではない。
- ・ 申言書は古い文書であり、何時提出され、どのような説明がされたかも記録がない。その時に受け取ったことを示す文書、授受した文書も作成していない。

従って、当該文書について収受の経過がわかる文書は存在せず、非開示処分としたものである。

### 第 5 本件処分Ⅰに対する審議会の判断

#### 1 審議会の役割

一般に、人事管理に関する事務については、評価に関する情報を被評価者に開示するかどうか等さまざまな意見があるところであるが、本審議会の担う役割は、望ましい人事評価のあり方について意見を述べるのではなく、条例に照らし、実施機関が行った保有個人情報の非開示決定等の処分の妥当性について、調査、審議することである。

## 2 本件保有個人情報の内容

今回の異議申立ての対象となった保有個人情報は、申言書といわれる文書である。

異議申立人の行った開示請求により実施機関から部分開示された公文書の表題は、「●●●●●●●●の勤務状況」、「●●●●●●●●の勤務状況（2学期）」、「●●●●●●●●の勤務状況（3学期）」とされているものであり、当該教諭についての●●高校での勤務状況や当該教諭の行動内容について記載されている。

実施機関が本件処分－Iの理由とするのは、上記第4（1）のとおりであり、条例第15条第3号の「開示請求者以外の個人情報」又は条例第15条第7号の「行政運営情報」に該当するというものであり、それぞれの理由による非開示箇所については、別記1に記載のとおりである。

## 3 本件処分－Iにおける保有個人情報の非開示情報該当性

条例第15条本文は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（略）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定している。

申言書に記録された情報は異議申立人に係る保有個人情報であることから、実施機関は、当該情報を、条例に規定する非開示情報が含まれている場合を除いて異議申立人に対して開示しなければならない。また、異議申立人は、条例第27条の規定により実施機関に対して事実でない保有個人情報の訂正の請求や条例第35条による保有個人情報の利用の停止又は消去、提供の停止を請求できるものである。このため本審議会は、申言書について実施機関から提出を受けて、本件異議申立て対象部分の記述内容を確認し、申言書の当該非開示部分の非開示情報該当性について検討を行った。

### （1）開示請求者以外の特定の個人を識別することができる記述（条例第15条第3号）

本件処分－Iで、実施機関が条例第15条第3号を理由に非開示とした箇所については別記1に記載のとおりである。これらについて、本審議会が見聞したところ、その一部については、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものと解することが妥当とは認められないものが含まれており、個々の非開示部分に対する審議会の判断は次のとおりである。

#### ア No. 1、No. 4 及び No. 14 の部分について

No. 1、No. 4 及び No. 14 の部分については、申言書に記載された異議申立人に関する情報の提供者についての記述があり、一般論として、情報の提供者は、自らの氏名等が公表されることを前提に情報を提供しているとは考えにくいことから、実施機関の非開示決定は妥当である。

#### イ No. 2の部分について

当該非開示部分の記述から特定の個人の識別は可能であるが、この特定の個人は地方公務員であり、この当該非開示部分に続く記述は当該者の職務を記述したものである。これは、条例第15条第3号ただし書のウの「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び氏名（略）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」に相当するものであるから、開示するのが妥当である。

#### ウ NO. 3の部分について

当該非開示部分の記述から異議申立人による特定の個人の識別は可能と考えられるが、当該非開示部分は、異議申立人がとった行動●●●●の相手方を記載したものであり、異議申立人の了知できるものである。これは、条例第15条第3号ただし書のアの「慣行として開示請求者（略）が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に当たるから、開示するのが妥当である。

#### エ No. 5の部分について

当該非開示部分のうち、1頁の34行目の10文字目から同14文字目までについては、1頁の31行目から同33行目までに記述された情報の提供者を記述しているもので特定の個人の識別は可能である。また、一般論として、情報の提供者は、自らの氏名等が公表されるという前提で情報を提供したとは考えにくいことから、この部分については、実施機関の非開示決定は妥当である。

しかし、1頁の31行目から同33行目までは、高校内で発生した事実の記述であり条例で規定するその他の非開示情報にも当たらないから、開示するのが妥当である。

また、1頁の34行目の最初から同行の9文字目までについては、当該異議申立人を表示しているものであるから、開示するのが妥当である。

また、1頁の35行目の最初から同36行目の最後まで部分には、異議申立人に関する評価に関する記述があるが、同31行目から同33行目までの情報の提供者による評価を記述したものであり、責任ある人事担当者、管理職員による異議申立人に関する評価の記述ではない。よって、条例第15条第7号のエの「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものには当たらないと判断されるから、開示するのが妥当である。

#### オ No. 6の部分について

当該非開示部分の後には「と思われる少年」と続いており、これは推測で記述しているものであるから、特定の個人を識別することができるとは言えない。また、当該非開示部分はその他条例で規定する非開示要件にも該当しないことから、開示するのが妥当である。

#### カ No. 7の部分について

当該非開示部分の中には、記述内容そのものが不確実であることの表記がある。当該非開示部分を開示したからといって、特定の個人が識別されることにはならないから、

開示が妥当である。また、当該非開示部分はその他条例で規定する非開示要件にも該当しないことから、開示するのが妥当である。

#### キ No. 8 の部分について

当該非開示部分には、学年とクラス名が記述されており、特定のクラスに属する生徒は識別されるが、特定の個人を識別することができるものとまでは言いがたいことから、開示するのが妥当である。

#### ク No. 9 の部分について

当該非開示部分のうち、3頁の8行目の15文字目から同行の26文字目までの記述から特定の個人を識別することができるが、当該非開示部分に続く「を紛失した」を含めた情報は、異議申立人の行為についての情報であり異議申立人の了知できるものである。これは、条例第15条第3号ただし書のアの「慣行として開示請求者（略）が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に当たるから、当該非開示部分は開示するのが妥当である。

#### ケ No. 10 の部分について

当該非開示部分のうち、3頁の9行目の27文字目から同行の最後までの記述から特定の個人を識別することができるが、当該非開示部分に続く「と対応している）」を含めた情報は、異議申立人の行為についての情報であり異議申立人の了知できるものである。これは、条例第15条第3号ただし書のアの「慣行として開示請求者（略）が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に当たるから、当該非開示部分は開示するのが妥当である。

#### コ No. 11 の部分について

当該非開示部分のうち、5頁の25行目の18文字目から同行の29文字目までについては、特定の個人を識別することができる記述があるから、実施機関の非開示決定は妥当である。

また、5頁の25行目の30文字目から同26行目の最後までの部分は、特定の個人の精神状態を説明しているものであり、これは、条例第15条第3号ただし書のアの「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」には当たらないことから、実施機関の非開示決定は妥当である。

また、5頁の24行目2文字目から同25行目の17文字目までについては、本人開示を前提としない人事担当の職員による異議申立人に関する評価を記述したものである。当該情報を開示することは、評価内容に関する配慮や被評価者との関係悪化を嫌い、否定的な評価の記載を差し控える事態が予測されるから、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。これらの非開示箇所については、条例第15条第7号に規定する非開示情報に該当するから、実施機関の非開示決定は妥当である。

#### サ No. 12 の部分について

当該非開示部分は、5頁の27行目から6頁の3行目までに記述された異議申立人に関する情報の提供者について記述しているもので、開示により、特定の個人の識別は可能である。

しかしながら、当該非開示部分は管理職員の職名を記載したものであり、当該者が人事に関する事務の一環として異議申立人を観察していたというものであれば、当該管理職員の職務遂行に関するものであるから、特定の個人が識別されるとはいえ、条例第15条第3号ただし書のウに当たるから開示することになる。そこで、申請書を確認すると、5頁の30行目には「ふと顔をみたら」との記述があるけれども、6頁の1行目には「注意も出来なかった」と記述され、当該者は職務と判断していたと認められるものであるから、開示するのが妥当である。

#### シ No. 13の部分について

当該非開示部分には、異議申立人の勤務する高校で発生した出来事について記載されており、その中には開示請求者以外の個人に関する情報も記述されている。しかし、開示したからといって、特定の個人を識別することができるものとは言えず、開示するのが妥当である。

#### ス No. 15の部分について

当該非開示部分のうち、7頁の23行目の4文字目から8文字目までには、7頁の6行目から22行目までに記述された異議申立人に関する情報の提供者が記述され、特定の個人を識別することができるから、実施機関の非開示決定は妥当である。

その他の部分については、条例で規定するその他の非開示要件にも当たらないので、開示するのが妥当である。

### (2) 異議申立人に係る評価に関する記述（条例第15条第7号）

非開示情報として、条例第15条第7号では、「県（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を規定し、具体的なおそれの一つとして「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」を掲げている。

通常、人事に関する文書には、評価の対象となる教員本人に対して開示することを予定していない情報が記載されており、申請書にも当該教員に関する評価に関する記述がある。

県教育委員会が作成又は取得する個々の教員の評価に関する情報が被評価者に対して開示されることになれば、評価者が、評価内容がそのまま被評価者に伝わることに対する配慮や、被評価者との関係悪化を嫌うあまり、当該文書に否定的な評価の記載を差し控える事態が生ずることは予想されることであり、結果的に、勤務評定事務の形骸化につながりかねない。こうしたことから、申請書における評価の開示についても、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保を困難にするおそれがあるものと認められる。

本審議会が見聞したところ、本件処分Ⅰにより非開示とされた部分には、異議申立人の教員としての資質や能力に関する全体的な評価や人物評価が記述されているが、その一

部には、異議申立人に係る評価に関する記述と解することが妥当とは認められない部分も含まれており、実施機関が条例第 15 条第 7 号を理由に非開示とする別記 1 の表の個々の非開示部分に対する審議会の判断は次のとおりである。

**ア No. 16 の部分について**

当該非開示部分は、事実を記述しているものであり、人事担当の職員による異議申立人に関する評価を記述しているものではない。また、当該非開示部分は、条例で規定するその他の非開示要件にも当たらないものであるから、開示するのが妥当である。

**イ No. 17 の部分について**

当該非開示部分は、異議申立人が属していた係に関する評価を記述しているものであり、人事担当の職員による異議申立人に関する評価を記述しているものではない。また、当該非開示部分は、条例で規定するその他の非開示要件にも当たらないものであるから、当該部分は開示するのが妥当である。

**ウ No. 18、No. 19、No. 24 から No. 26 まで、No. 30 及び No. 33 から No. 41 までの部分について**

No. 18、No. 19、No. 24 から No. 26 まで、No. 30 及び No. 33 から No. 41 までの非開示部分は、本人開示を前提としない、人事担当の職員による異議申立人に関する評価を記述したものである。当該情報を開示することは、評価内容に関する配慮や被評価者との関係悪化を嫌い、否定的な評価の記載を差し控える事態が予測されるから、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。これらの非開示情報については、条例第 15 条第 7 号に規定する非開示情報に該当するから、実施機関の非開示決定は妥当である。

**エ No. 20 の部分について**

当該非開示部分は、申言書の作成者の推測事項について記述しているものであり、人事担当の職員による異議申立人に関する評価を記載しているものではない。また、当該非開示部分は、条例で規定するその他の非開示要件にも当たらないものであるから、開示するのが妥当である。

**オ No. 21 の部分について**

当該非開示部分は、申言書の作成者の感じたこと、感想が記述されているものであり、人事担当の職員による異議申立人に関する評価を記載しているものではない。また、当該非開示部分は、条例で規定するその他の非開示要件にも当たらないものであるから、開示するのが妥当である。

**カ No. 22 の部分について**

当該非開示部分は、申言書が作成された当時、教員であった異議申立人が行った授業についての評価を記述したものであり、人事担当の職員による異議申立人に関する評価を記載しているものではない。また、当該非開示部分は、条例で規定するその他の非開示要件にも当たらないものであるから、開示するのが妥当である。

**キ No. 23 の部分について**

当該非開示部分は、異議申立人の「叱る」という行為の状況を説明したものであり、人事担当の職員による異議申立人に関する評価を記載しているものではない。また、当該非開示部分は、条例で規定するその他の非開示要件にも当たらないものであるから、開示するのが妥当である。

#### ク No. 27 の部分について

当該非開示部分のうち、3頁の21行目の18文字目から同行の33文字目までについては、人事担当の職員による異議申立人に関する評価が記載されている。当該情報を開示することは、評価内容に関する配慮や被評価者との関係悪化を嫌い、否定的な評価の記載を差し控える事態が予測されるから、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。この部分については、条例第15条第7号に規定する非開示情報に該当するから、実施機関の非開示決定は妥当である。

しかし、その他の部分については、事実の記述、あるいは申言書の作成者の懸念を記述したものであり、異議申立人に関する評価を記載しているものではなく、条例で規定するその他の非開示要件にも当たらないものであるから、開示するのが妥当である。

#### ケ No. 28 の部分について

当該非開示部分のうち、3頁の34行目については、人事担当の職員による異議申立人に関する評価が記述されている。当該情報を開示することは、評価内容に関する配慮や被評価者との関係悪化を嫌い、否定的な評価の記載を差し控える事態が予測されるから、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。この部分については、条例第15条第7号に規定する非開示情報に該当するから、実施機関の非開示決定は妥当である。

また、3頁の35行目には、申言書に記載された異議申立人に関する情報の提供者についての記述があり、一般論として情報の提供者は自らの氏名等が公表されるという前提で情報を提供しているとは考えにくいこと、さらに、特定の個人を識別することができる情報でもあり、これは条例第15条第3号に該当するものでもあるから、当該部分についての実施機関の非開示決定は妥当である。

しかし、3頁の28行目から同33行目までについては、異議申立人に関する事実を記述しているものであり、人事担当の職員による異議申立人に関する評価を記載しているものではなく、条例で規定するその他の非開示要件にも当たらないものであるから、開示するのが妥当である。

#### コ No. 29 の部分について

当該非開示部分の記述は、異議申立人が所持していたハンドバックが開いた状態について形容したものであり、人事担当の職員による異議申立人に関する評価を記載しているものではない。また、当該非開示部分は、条例で規定するその他の非開示要件にも当たらないものであるから、開示するのが妥当である。

#### サ No. 31 の部分について

当該非開示部分は、申言書の作成者による仕事の難易度についての評価を記述したものであり、人事担当の職員による異議申立人に関する評価を記載しているものではない。また、当該非開示部分は、条例で規定するその他の非開示要件にも当たらないものであるから、開示するのが妥当である。

#### シ No. 32 の部分について

当該非開示部分の記述は、学校の状況を表現しているものであり、人事担当の職員による異議申立人に関する評価を記載しているものではない。また、当該非開示部分は、条例で規定するその他の非開示要件にも当たらないものであるから、開示するのが妥当である。

## 4 結論

以上の理由から、「第1 審議会の結論 1」のとおり判断する。

## 第6 本件処分Ⅱに対する審議会の判断

### 1 審議会の役割

実施機関は、保有個人情報の不存在を理由に本件処分Ⅱを行っているから、本審議会は実施機関が当該保有個人情報を不存在としていることの妥当性について、調査、審議を行う。

### 2 本件保有個人情報の内容

本件処分Ⅱに係る「申言書が、県教委においてどのように受け付けされ、処理されたか、その経緯がわかる（一連の）文書。」については、本件処分Ⅰに関する文書が●●高校から実施機関に提出され、收受された際の鑑文であり、提出日、提出者及び提出先が記載されたもの、あるいは、実施機関において收受印が押印され、その後、担当者から所属での決裁、又は回覧等に付されたことが確認できるものと解されるが、実施機関は、これに相当するものは無く、不存在と説明する。

### 3 本件処分Ⅱの妥当性

条例第19条第2項は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対しその旨を書面により通知しなければならない。」と規定している。

異議申立人の異議申立て理由は、上記第3 2（2）に記載のとおりである。

また、実施機関は、非開示理由を上記第4（2）に記載のとおり、「開示請求に係る保有個人情報を保有していない」ことを理由として、本件処分Ⅱを行ったと説明する。審議会の意見聴取においても、実施機関から次のとおり説明があった。

ア 所属職員の勤務状況に関する報告文書については、あくまでも校長の責任により作成されるというのが通常であり、申言書についても、異議申立人が所属していた高校の校長によって作成されたものと理解している。この申言書は教職員課に提出されているが、その際に受け取ったことを示す文書、授受した文書は作成していない。

イ ●●高校と実施機関との間でやりとりした文書の收受を明らかにする文書はない。教育委員会の文書管理規程においては、出先機関の長から到達した文書のうち許可、認可等の処分に係る文書その他の重要な文書を除く文書については、收受印の押印を省略できるとなっている。申言書の場合は、許可、認可等の処分に係る文書その他重要な文書に当たらないので、手続きを省略している。その他の重要な文書というのは、文書管理規程において、許可、認可等の処分が例示されていることに鑑みれば、当然その後、何らかの行政処分につながっていく文書と考えられる。これに対して申言書は、あくまで任意に作成、提出された文書であり、この文書自体は、当該教員の実態把握、あるいは当該高校の校長が当該教員の改善指導を行うための資料として取り扱っており、直ちに何らかの処分につながるという文書ではない。

ウ 問題があると思われる所属教員の勤務状況についての各校から県教育委員会への報告であるが、文書の呼称は異なるけれども、同様の取り扱いがなされている。

エ 申言書が県教育委員会へ提出された際にどのような説明がなされたかについては、記録したものが無い。

オ 申言書の作成者については、当該文書が校長の責任において作成され提出されていることから、特段作成者の氏名の記載がなくとも、その作成者は限定される。

カ 申言書が何時作成されたかについては、提出の日付は入っていないが、当該文書に教諭の行動の日付があることから、ある程度推測できるものとする。

キ 申言書のような文書は、人事担当の主幹が受け取るのが通例であり、そうした職員のもとに受け取り、保管され、必要であれば他の係員に情報提供するという手段がとられるところである。

ク 申言書のような文書の提出があった場合、課内で回覧する場合もある。しかし、この申言書については、そういう経過が判るものがない。一義的には、当時の人事担当の主幹が見て、異議申立人の実態把握や校長が異議申立人を指導する際の資料として使われていたものと推測できる。

今回の開示請求にあつては、誰が受け取って、誰がどう処理したのかということが問われているが、そうしたことが判る文書がない。異議申立人の主張もわからないではないが、不存在的ものは開示しようにも開示できないから非開示決定となる。

一方、本件処分Ⅰに関し、審議会が申言書の内容を見聞したところ、その内容は、●●高校における特定の教員についての記録であり、人事にも関連する文書であった。実施機関が説明するとおり、所属職員の手により作成された人事に関する文書については関係者間での手渡しは通例であったとすれば、文書管理規程に定める文書責任者による收受の際の手続きが脱漏していることも十分ありうると推察されるから、当時、申言書を含む人事関係の文書等で同様の文書処理がされていたとするなら、申言書の收受に関し收受印の押印がないとする実施機関の説明を否定する理由は認められない。

また、異議申立人が「平成13年3月26日頃に●●高校校長●●●●氏が副校長●●●●氏に作成させた、私に関する観察記録を「申言書」として、県教委教職員課●●●●氏に手渡

したと推測される文書。」と記載して、作成時期、作成者、提出者、收受者が推測であることを明らかにして行った保有個人情報の開示請求に対し、実施機関は当該申請書を当該保有個人情報（公文書）として特定した上で、本件処分Ⅰを行っている。このことは、実施機関も、当該申請書の作成者、提出者及び收受者について、異議申立人が推測した者と同様の者を推測しているものと思料される。

さらに、実施機関は、非開示理由説明書においては、特定の個人名を挙げてはいないが、申請書を「平成12年度における異議申立人の勤務状況等に問題があると考えた、当時の●●高校長の指示により、同校の管理職が作成し、校長が県教育委員会教職員課へ提出したものである。」と述べている。このことは、異議申立人が求めている、「作成者、提出者、だれが、誰に宛てた文書なのか、何の目的で作成され、提出されたものなのか」ということに応えたものになっている。

以上のことから、文書が不存在ということに納得がいかないとする異議申立人の主張については理解できるが、保有個人情報が不存在であるとの実施機関の説明を否定する明らかな理由も認められないことから、実施機関が当該保有個人情報を不存在として、条例第19条第2項の規定により行った本件処分Ⅱは妥当である。

#### 4 結論

以上の理由から、「第1 審議会の結論 2」のとおり判断する。

#### 第7 異議申立人のその他の主張について

前述のとおり、本審議会の担う役割は、本審議会に諮問された本件処分Ⅰ及び本件処分Ⅱの妥当性を条例に照らし調査、審議することであり、これら以外について調査、審議する立場にはない。よって、本審議会は、本件処分Ⅰ及び本件処分Ⅱと直接関係がない主張については審議しなかった。

また、異議申立人は、本件処分Ⅰ及び本件処分Ⅱ以外の違法、又は不当について異議申立書や審議会における意見陳述で種々主張するが、いずれも審議会の上記の判断を左右するものではない。

#### 第8 付言

当審議会が、この申請書が作成されたと推定される平成12年度末の文書管理規程のうち、文書の收受に関する規定を確認したところ、次のとおりであった。

##### (収受)

**第11条** 到達した文書は、本庁にあつては総務課長、出先機関にあつては当該出先機関の文書責任者（以下「総務課長等」という。）が次の各号に定める手続きにより収受しなければならない。（各号列記の部分は省略）

**2** 前項の規定にかかわらず、総務課長等は、到達した文書で次の表の左欄に掲げるものについては、それぞれ同表右欄に掲げる手続きを省略して収受することができる。

本庁に到達した次条各号に掲げる文書	收受印の押印、番号の記入及び文書収発票への登載
出先機関等に到達した次条第1号に掲げる文書	番号の記入及び文書収発票への登載
施行を要しない文書	番号の記入
刊行物等の送付文書その他軽易な文書	番号の記入及び文書収発票への登載

**(室課における直接收受)**

**第12条** 室課において総務課長以外の職員が受領した文書は、直ちに総務課長に送付し、收受の手続きを受けなければならない。ただし、次に掲げる文書については、総務課長に送付せず、室課の收受印（様式第2号の2）を押して、当該室課の文書責任者が直接收受することができる。

- (1) 請求書、工事完成届、願書その他これらに類する文書
- (2) 室課、出先機関等又は学校の長から到達した文書（許可、認可等の処分に係る文書その他重要な文書を除く。）

実施機関は、非開示理由説明書、あるいは審議会における意見聴取において、申言書は許可、認可等の処分に係る文書その他重要な文書には当たらないので收受印の押印を省略していると説明する。しかし、文書管理規程上は、明確に收受印の押印を省略できることとはされていないこと、また、職員の実情把握や当該職員への指導する際の資料として組織共用されていることを踏まえれば、申言書が作成されたと推定される平成12年度において、実施機関が当該申言書に收受印を押印しなかったというのは、必ずしも文書管理規程の主旨にそった文書処理とは言えないものであったと思料される。

実施機関においては、その事務処理に係る県民への説明責任の観点からも、各学校から実施機関に提出される各種の文書の処理について、文書管理規程に定める手続きにより適正、的確に行われるよう努められたい。

**第9 審議会の開催経過**

本審議会の開催経過の概要は、別記2のとおりである。

別記 1 非開示箇所及び審議会が開示すべきとした部分一覧

No.	実施機関が条例第 15 条第 3 号に該当するとして非開示とした部分		左のうち審議会が開示すべきとした部分	
	文書の表題	該当頁、行 等		
1	●●●●●● ●●の勤務 状況	1 頁	20 行目の最初から 6 文字目まで	-
2			21 行目の 13 文字目及び 14 文字目	すべて
3			21 行目の 27 文字目から 22 行目の 2 文字目まで	すべて
4			24 行目の最初から 12 文字目まで	-
5			31 行目の最初から 36 行目の最後まで	31 行目の最初から 34 行目の 9 文字目まで、34 行目の 15 文字目から 36 行目の最後まで
6		2 頁	22 行目の 6 文字目から 12 文字目まで	すべて
7			22 行目の 36 文字目から 23 行目の最後まで	すべて
8	●●●●●● ●●の勤務 状況 (2 学期)	2 頁	7 行目の 9 文字目、16 文字目、17 文字目	すべて
9			3 頁	8 行目の 15 文字目から 9 行目の 19 文字目まで
10		9 行目の 27 文字目から 10 行目の 13 文字目まで		すべて
11	●●●●●● ●●の勤務 状況 (3 学期)	5 頁	24 行目の 2 文字目から 26 行目の最後まで	-
12			27 行目の 8 文字目から 10 文字目まで	すべて
13		6 頁	17 行目の 23 文字目から 23 行目の最後まで	すべて
14			25 行目の 11 文字目から 31 行目の 3 文字目まで	-
15			7 頁	23 行目の最初から最後まで

No.	実施機関が条例第 15 号第 7 号に該当するとして非開示とした部分		左のうち審議会が開示すべきとした部分	
	文書の表題	該当頁、行 等		
16	●●●●●● ●●の勤務 状況	1 頁	14 行目の 22 文字目から 15 行目の最後まで	すべて
17		2 頁	1 行目の 7 文字目から最後まで	すべて
18			13 行目の 5 文字目から 12 文字目まで	-
19			19 行目の 21 文字目から 27 文字目まで	-
20			22 行目の 31 文字目から 23 行目の最後まで	すべて
21			24 行目の 17 文字目から最後まで	すべて
22			28 行目の 2 文字目から 7 文字目まで	すべて
23			29 行目の 32 文字目から 34 文字目まで	すべて
24			3 頁	11 行目の 2 文字目から最後まで
25		16 行目の 25 文字目から 30 文字目まで		-
26		17 行目の 2 文字目から最後まで		-

27			21 行目の最初から 22 行目の最後まで	21 行目の最初から 17 文字目まで、21 行目の 34 文字目から 22 行目の最後まで
28			28 行目の最初から 35 行目の最後まで	28 行目の最初から 33 行目の最後まで
29	●●●●● ●●の勤務 状況（3学 期）	4 頁	9 行目の 19 文字目から 23 文字目まで	すべて
30			14 行目の 4 文字目から最後まで	-
31			19 行目の 25 文字目から 20 行目の 16 文字目まで	すべて
32			23 行目の最初から 24 行目の最後まで	すべて
33		6 頁	2 行目の 16 文字目から 3 行目の最後まで	-
34		7 頁	9 行目の 10 文字目から 18 文字目まで	-
35			11 行目の 17 文字目から 26 文字目まで	-
36			12 行目の 22 文字目から 29 文字目まで	-
37			15 行目の 2 文字目から 25 文字目まで	-
38			17 行目の 9 文字目から 16 文字目まで	-
39			19 行目の 30 文字目から 20 行目の 8 文字目まで	-
40			21 行目の 9 文字目から 12 文字目まで	-
41			21 行目の 26 文字目から 22 行目の 11 文字目まで	-

※ 行数は、1 頁に記録された行を上詰めにして数える。

文書の表題部は、行数に数える。

白抜き部分は、行数に数えない。

文字数は、1 行に記録された文字を左詰めにして数える。

句読点は、1 文字とし、かっこ等については、くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ 1 文字と数える。

白抜き部分は、文字数に数えない。

## 別記 2 審議会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成 27 年 1 月 7 日	実施機関から諮問書を受理
平成 27 年 1 月 21 日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成 27 年 2 月 5 日	実施機関から非開示理由説明書を受理
平成 27 年 2 月 13 日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成 27 年 6 月 1 日 (第 46 回審議会)	諮問事案の概要説明
平成 27 年 7 月 6 日 (第 47 回審議会)	審議
平成 27 年 7 月 29 日 (第 48 回審議会)	実施機関から非開示理由等を聴取 異議申立人から意見を聴取 審議
平成 27 年 9 月 16 日 (第 49 回審議会)	審議
平成 27 年 11 月 6 日 (第 50 回審議会)	審議

平成28年 1月12日 (第51回審議会)	審議
平成28年 2月23日 (第52回審議会)	審議及び答申

富山県個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
荒 木 むつみ	元高岡市会計管理者	第46～48回
澤 田 稚佳子	元高岡市福祉保健部理事	第49～52回
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
岡 部 紀 子	元富山県婦人会理事	第46～48回
飛 田 久 子	富山県婦人会理事	第49～52回
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	
細 川 俊 彦	弁護士、元金沢大学法科大学院教授	会 長

(注) 備考欄の回数は、交替委員に係る審議会の担当回数を示す。